

令和4年4月25日

三田市指定給水装置工事事業者 各位

三田市水道事業

三田市長 森 哲男

指定の有効期間満了に伴う更新手続きについて（通知）

平素は、本市の水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり令和元年10月1日の水道法一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

貴社におかれましては、現在の指定の有効期間が令和4年9月29日までとなっており、引き続き指定を受けようとする場合は更新手続きが必要となりますので下記に基づき手続きを行ってください。

なお、有効期限までに更新手続きを行わなければ指定を失効することになりますので、早期に手続きをとっていただきますようお願いいたします。

なお、早期に手続きを行った場合であっても、次回の有効期間満了が早まることはありません。（次回有効期間：現在の有効期限の翌日から5年間）

1 本年度に更新が必要な事業者と現在受けている指定の有効期限

下記の期間に指定を受けた事業者	現在受けている指定の有効期限
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日

2 更新受付期間

この通知を受けた日から令和4年6月30日（必着）

3 提出書類

- (1) 様式第1号（申請書）
- (2) 様式第2号（誓約書）
- (3) 主任技術者の免状又は技術者証の写し
（指定給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの）
- (4) 別表（機械器具調書）及び写真（機器器具類、事務所の外観、事務所内、倉庫）

- (5) 法人の場合 : 定款又は寄附行為・登記事項証明書
個人の場合 : 住民票又は外国人登録証明書の写し
- (6) 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項
(給水装置工事の指定制度等の適正な運用について)
- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
 - ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
 - ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講実績
 - ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
 - ⑤ ホームページ公表可否確認

4 三田市指定給水装置工事事業者証の交付

交付期間	令和4年8月1日～令和4年9月29日
指定期間	令和4年9月30日～令和9年9月29日 (令和4年9月29日までは現在の資格が有効)
交付手数料	10,000円

交付期間内にご来庁の上、当日手数料をお支払ください。尚、郵送等の希望にはお応えできません。

5 指定の失効

令和4年9月29日までに三田市指定給水装置工事事業者証の交付を受けない場合は、指定を失効します。

6 お問い合わせ先

三田市上下水道部上水道課工務係

電話 079-559-5159 (平日9:00~17:30)